第二十五条中「第十九条第七項」を「第十九条第十二項」に改める。

第二十六条第一項中「第十九条第七項」を「第十九条第十二項」に改め、同条第二項中「第十九条第七項」を「第十九条第十二項」に改め、同項第二号中「現行の」を「変更前の」に改める。

第二十六条の三第二項第二号中「現行の」を「変更前の」に改める。

第二十七条中「第二十一条ただし書」を「第二十一条第一項ただし書」に改める。

第二十八条ただし書を削り、同条に次の四項を加える。

2　当初法第二十二条第一項の規定による届出をした料金その他の供給条件の変更に係る同項の規定による届出をする場合であって、料金を変更する場合（原価又は利潤の変更を伴わない場合に限る。）、料金を変更しない場合、又は消費税等相当額のみを変更する場合には、前項の規定にかかわらず、同項第二号又は第三号の書類を添付することを要しない。

3　当初法第二十二条第一項の規定による届出をした料金その他の供給条件の変更に係る同項の規定による届出をする場合であって、石油石炭税相当額の変動（石油石炭税の税率の変動その他の石油石炭税に関する制度の改正に起因するものに限る。）及びその変動に伴う消費税等相当額の変動のみに対応する場合には、第一項第二号中「様式第一、第三及び第四」とあるのは「様式第五及び第六」と、同項第三号中「様式第一、第二及び第四」とあるのは「様式第五及び第六」と読み替えるものとする。

4　当初法第二十二条第七項の規定による届出をした特定入札に応じて落札した供給条件（同条第一項又は第九項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。次項において同じ。）の変更に係る同条第一項の規定による届出をする場合であって、料金を変更する場合（原価又は利潤の変更を伴わない場合に限る。）、料金を変更しない場合、又は消費税等相当額の減少のみの変更をする場合には、第一項の規定にかかわらず、同項第二号又は第三号の書類を添付することを要しない。

5　当初法第二十二条第七項の規定による届出をした特定入札に応じて落札した供給条件の変更に係る同条第一項の規定による届出をする場合であって、石油石炭税相当額の減少（石油石炭税の税率の減少その他の石油石炭税に関する制度の改正に起因するものに限る。）及びその減少に伴う消費税等相当額の減少のみに対応する場合には、第一項第二号中「様式第一、第三及び第四」とあるのは「様式第五及び第六」と、同項第三号中「様式第一、第二及び第四」とあるのは「様式第五及び第六」と読み替えるものとする。

第三十二条の二　法第二十二条第八項の他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合（卸供給を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る。）として経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する特定入札に応じて落札した供給条件（同条第九項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）の変更とする。

一　石油石炭税相当額の増加（石油石炭税の税率の増加その他の石油石炭税に関する制度の改正に起因するものに限る。）に対応する場合

二　消費税等相当額の増加（消費税若しくは地方消費税の税率の増加その他の消費税若しくは地方消費税に関する制度の改正に起因するもの又は前号の増加に伴うものに限る。）に対応する場合

第三十二条の三　法第二十二条第九項の規定による特定入札に応じて落札した供給条件の変更の届出をしようとする者は、様式第二十三の二の落札供給条件変更届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一　変更を必要とする理由を記載した書類

二　供給の相手方との契約書の写し

三　卸供給に係る料金の変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）をしようとするときは卸供給料金算定規則様式第五及び第六により作成した書類

四　卸供給の契約に係る供給の相手方の負担に関する事項を変更しようとするときは、供給の相手方の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額の決定の方法に関する説明書

第三十四条第二項第二号中「現行の」を「変更前の」に改める。

第三十五条中「電気工作物」の下に「（託送供給により特定電気事業者のその特定電気事業の用に供するものを除く。）」を加える。

第三十八条第三号を次のように改める。

三　特定電気事業の用に供するための電気に係る振替供給であって、当該振替供給を行う一般電気事業者の供給区域以外の地域における事業開始地点の需要に応じて供給する電気に係るもの

第三十九条第一項中「及び特定規模電気事業」を「、特定電気事業及び特定規模電気事業」に改め、同条第二項中「際しては、」の下に「特定電気事業を営む他の者がその事業開始地点の需要に応ずるために必要とする特定電気事業の用に供するための電気の量の変動（補完供給契約の対象となるものを除く。）又は」を加える。

第四十条第二項第二号中「現行の」を「変更前の」に改め、同項第三号中「第八まで」の下に「（石油石炭税相当額の変動（石油石炭税の税率の変動その他の石油石炭税に関する制度の改正に起因するものに限る。）又は電源開発促進税相当額の変動（電源開発促進税の税率の変動その他の電源開発促進税に関する制度の改正に起因するものに限る。）及びこれらの変動に伴う消費税等相当額の変動のみに対応する場合にあっては一般電気事業託送供給約款料金算定規則様式第九から第十三まで）」を加える。

第四十二条の四第二項第二号中「現行の」を「変更前の」に改める。

第四十七条の二中「第二十四条の三」の下に「、第二十四条の五」を、「第二十八条」の下に「、第三十二条の三」を加え、「消費者等相当額を含めた料金及びその他の負担の表示をしようとするとき並びに」を削り、同条を第四十七条の三とし、第四十七条の次に次の一条を加える。

（賦課金額に係る手続の特例）

第四十七条の二　第二十三条、第二十四条、第二十四条の三、第二十四条の五、第二十六条、第二十六条の三、第二十七条、第三十四条及び第四十三条の規定に基づき申請書又は届出書を提出しようとする場合であって、賦課金額又はその額に係る表示若しくは請求の方法の変更をしようとするときは、これらの規定に掲げるもののほか、賦課金額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出しなければならない。

様式第七の次に次の一様式を加える。

様式第７の２（第８条の３関係）

供給地点変更届出書

年　月　日

殿

住　所

氏　名（名称及び代表者の氏名）　㊞

次のとおり供給地点の増加（減少）を行いたいので、電気事業法第８条第３項の規定により届け出ます。

増加（減少）しようとする供給地点	氏名（名称）	
	住所	
変更予定年月日		